

新しい「被保険者証」を受け取ったとき

被保険者証は大切に取り扱いましょう

交付されたら

事業者にて採用されて被保険者になると、被保険者証（正式には「健康保険被保険者証」といいます。）が交付されます。これは健康保険の被保険者および被扶養者

であることを示す身分証明書です。
交付されたら、まず次の2つをお願いします。

1 記載事項の確認を

氏名、生年月日など、記載事項に誤りがないか確認してください。記載事項を勝手に訂正することはできません。裏面の注意事項もよく読んでおきましょう。



2 住所欄は各自で記入

裏面の住所欄は空白になっています。交付されたら、各自で現住所を必ず記入してください。なお、転居等で住所が変わったときもご自身で書き直してください。



被保険者証は大切に

被保険者証は、病気やけがをして病院などで治療を受けるときに必要ですが、本人であることを証明するものとしても使われるように非常に重要な証書です。紛失しないよう大切に保管しましょう。

高齢受給者証

70歳以上の高齢者は、自己負担する医療費の割合や自己負担限度額が異なります。（P.71参照）

そのため、70～74歳の高齢者（後期高齢者医療制度の対象者を除く。）には、「高齢受給者証」が交付されます。

*75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の場合

後期高齢者医療制度の対象者には、運営主体の広域連合から後期高齢者医療制度独自の保険証が交付されます。



※令和6年12月2日にマイナンバーカードと保険証が一体化される予定です。
保険証は廃止されますが、発行済の保険証は廃止後最長1年間有効となる予定です。
詳細は、P.48～49をご覧ください。